十三、株式会社婦人生活社に対する件

昭和四十六年（排）第十三号

排除命令

東京都文京区本郷三丁目二十三番十五号

株式会社　婦人生活社

右代表者　代表取締役　原　田　常　治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　株式会社婦人生活社は、月刊雑誌「婦人生活」昭和四十六年一月号において購読者を対象に、「豪華大懸賞」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、取引価額が五万円未満のときは、景品類の最高額が、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額をこえるものを提供してはならない。

三　同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　婦人生活社（以下「婦人生活社」という。）は、肩書地に事務所を置き、雑誌および書籍図書の出版業を営む事業者である。

二　婦人生活社は、昭和四十五年十二月十日発売の月刊雑誌「婦人生活」昭和四十六年一月号において「豪華大懸賞」と称して、アンケート用紙を綴り込み、昭和四十六年一月三十一日までに同用紙を使用して当該アンケートに回答するとともに、同一月号付録の家計簿に関する感想文および来年度の家計簿に対する意見、アイデアの募集に応募した者の中からこれら感想文等の優劣により特定の者を選び、同一月号の口絵に掲載した「きもの一」（七万八千円相当）、「きもの二」（八万八千円相当）、「きもの三」（四万九千八百円相当）、「「きもの四」（五万八千円相当）、「きもの五」（四万三千円相当）、「きもの六」（六万五千円相当）、「きもの七」（三万二千円相当）、「きもの八」（三万八千円相当）、「きもの九」（四万九千八百円相当）、「きもの十」（十一万円相当）、「きもの十一」（五万八千円相当）、「きもの十二」（四万七千円相当）、「きもの十三」（四万一千円相当）、「きもの十四」（三万五千円相当）、「きもの十五」（三万九千円相当）、「きもの十六」（六万五千円相当）、「きもの十七」（四万円相当）をそれぞれ一名に、また、テーブルクロス（二百円相当）を一万名に提供した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、四百五十円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額は、九千円である。よって、前記景品類中各種「きもの」の価額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、婦人生活社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関す

る事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男